告示

○金融庁告示第三十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年六月二十七日　金融庁長官　森　信親

前文中「平成二十八年六月三十日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十七日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇八三	二八、六、八	下村　昇治

○法務省告示第三百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

シノブフーズ株式会社	大阪府大阪市西淀川区竹島二丁目三番十八号	惣菜製造業

○法務省告示第三百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社福南自動車工業	福島県福島市成川字久保前十番地の一	塗装

○法務省告示第三百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社ＣＳＡ都城の項中「株式会社ＣＳＡ都城」を「ベジエイト株式会社」に改める。

○法務省告示第三百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表綿半テクノス株式会社の項中「綿半テクノス株式会社」を「綿半ソリューションズ株式会社」に、「長野県飯田市松尾寺所七千二百二十三番地」を「長野県飯田市北方千二十三番地一」に改め、同号ハの表有限会社平林の項中「長野県長野市篠ノ井塩崎三百五十八番地一」を「長野県千曲市大字八幡四千六百一番地五」に、有限会社メタルコートの項中「長野県上田市富士山二千四百十六番地十一」を「長野県上田市富士山二千四百十六番地三十四」に、株式会社大栄鉄工所の項中「千葉県富津市西大和田百二十七番地」を「千葉県富津市湊千二百三十五番地一」に、大浦鉄筋工業の項中「沖縄県うるま市字仲嶺四百二番地一」を「沖縄県うるま市字喜屋武三百十番地」に改める。

○法務省告示第三百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

佐世保重工業株式会社	長崎県佐世保市立神町一番地	溶接

○法務省告示第三百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社イチイゲタ富樫水産	北海道釧路市浜町二番一号	非加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第三百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社丸あ野尻正武商店	北海道斜里郡斜里町本町二十四番地十六	非加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第三百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十七日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社はまほろ	北海道常呂郡佐呂間町字浜佐呂間二百八十八番地十	耕種農業